

## オープンカウンター方式による留意事項（工事契約）

### 1. 現場説明について

見積作成にあたり現場説明を希望する場合は、下記メールアドレスにご連絡ください。

[kaikei.sendai@met.kishou.go.jp](mailto:kaikei.sendai@met.kishou.go.jp)

### 2. 数量計算書について（仕様書に添付されている場合）

見積時積算数量書活用方式の対象工事ではありません。

数量計算書は参考としてご覧ください。

### 3. その他について

その他については「仙台管区気象台オープンカウンター方式実施要領」のとおりです。

## 仕 様 書

- 1 工事名称 山形地方気象台便所・湯沸室系統排風機入替工事
  - 2 工事場所 山形県山形市緑町1-5-77 山形地方気象台
  - 3 工事期限 令和7年11月28日(金)
  - 4 工事概要 本工事は、経年劣化により不具合が生じている排風機を更新するものである。
  - 5 一般事項 (1) 本仕様記載以外のことは国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(最新版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(最新版)による。  
(2) 本工事は関係する法令等に基づき実施すること。
  - 6 特記事項 (1) 屋上ファンルームの既設排風機2台を撤去すること。
    - ・テラルCLFⅢ #1 1台(便所系統)
    - ・日立POS-RH 1台(湯沸室系統)(2) 撤去した箇所に排風機2台を設置すること。
    - ・多翼送風機  
片吸込片持形(両持形) ベルト駆動 反時計回転上部垂直防振床置型  
(耐震ストッパーボルト付)  
※参考機種 テラルCLF6-No. 1-TV-L-RS-ND(3) 排風機変更に伴う以下の工事を行うこと。
    - ア ダクト工事
      - ・吹出・吸込ダクト キャンバス加工とも
    - イ 電気工事
      - ・1F機械室分電盤P-1内の電磁開閉器及び補助接点を入れ替えること。  
電磁開閉器 富士電機SW-03/2Eまたは同等品 2個  
補助接点 富士電機SZ-A11または同等品 1個(便所系統)  
富士電機SZ-A31または同等品 1個(湯沸室系統)
      - ・屋上ファンルーム分電盤内のブレーカー及び配線を入れ替えること。  
ブレーカー 三菱電機NF63-CV 3P 30Aまたは同等品 2個  
電線(ブレーカー~新設機器) RST2mm<sup>2</sup> 各5m×2本 計30m  
露出部は防水仕様金属製可とう電線管を用いて保護すること。(4) 試運転調整  
機器設置後、試運転を行い機器の動作に不具合がないか確認すること。
- 7 提出書類 以下の書類を電子ファイル形式で提出すること。なお、電子ファイルは汎用性の高い形式(エクセル、ワード、PDF等)とすること。

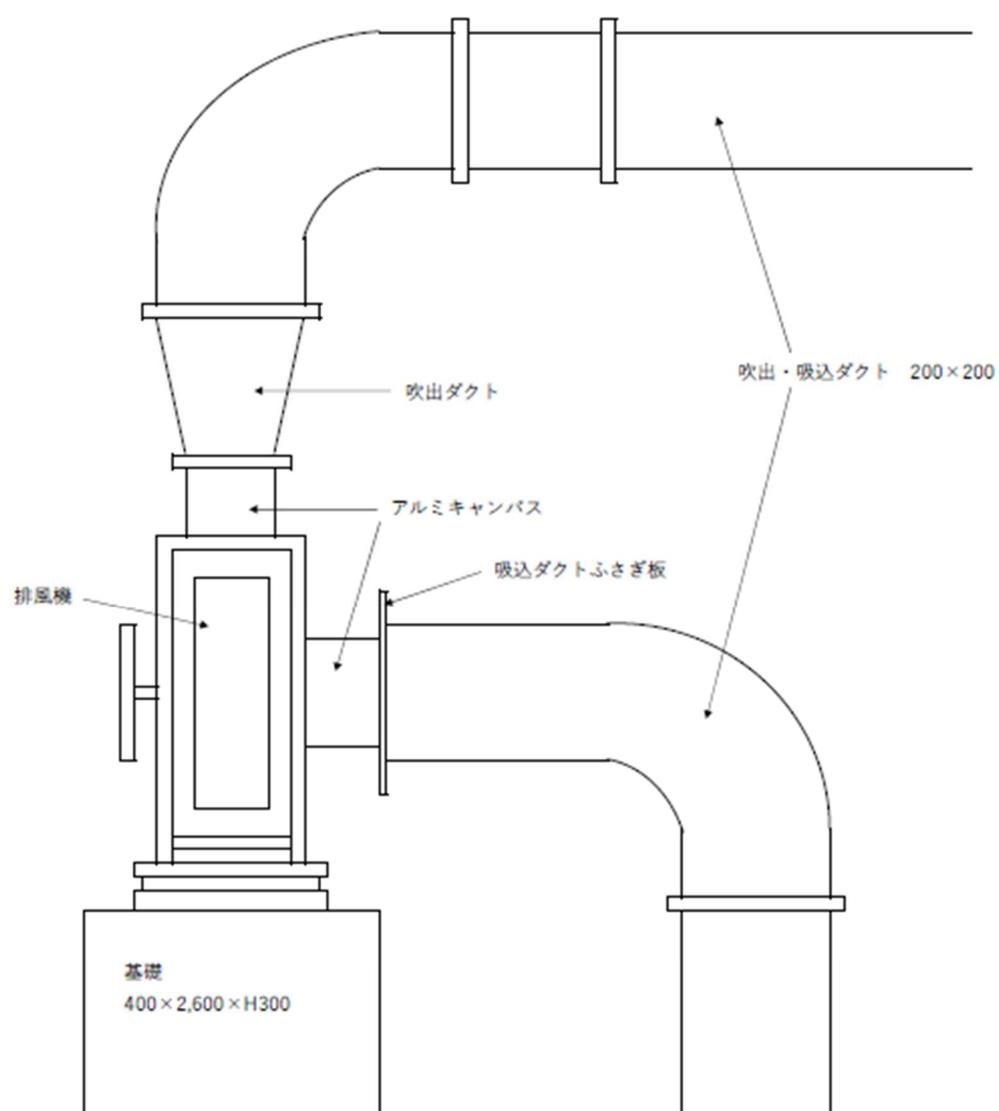
- (1) 工程表
  - (2) 作業日報 (別紙)
  - (3) 機器承認図 (納入仕様書)
  - (4) 工事写真  
作業状況が確認できる各写真に説明事項を付記したものを提出すること。  
その他、営繕工事写真撮影要領 (最新版) によること。
  - (5) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト票) の写し
- 8 監 督 発注者が任命する監督職員が、その契約履行中に本仕様書等関連書類に基づき監督を行う。
- 9 検 査 発注者は、契約に基づく給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。受注者は完成検査に立合い、指摘箇所について速やかに手直しを行い、工事期限内に再度検査を受けること。
- 10 そ の 他
- (1) 本工事に伴う発生材は全て場外搬出のうえ、適法に処分すること。
  - (2) 施工中の安全管理は関係法令等に十分留意し実施すること。
  - (3) 本工事に関する資材や工具等は、監督職員の指示する場所へ保管すること。
  - (4) 本工事対象外の施設等に損傷を与えた場合は、受注者の責において原形に復すること。
  - (5) 本仕様に疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。
  - (6) 作業時間は原則として平日の8：30～17：00とすること。
  - (7) 本工事上必要な官公署等に対する諸手続きは遅延なく行い、費用は受注者の負担とすること。
  - (8) 受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年6月19日法律第54号)に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険(法定外の労災保険)へ加入すること。
  - (9) 高所作業が生じる場合は、労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

## 作業日報

令和 年 月 日	曜日	天 候				
契約件名	山形地方気象台便所・湯沸室系統排風機入替工事		会社名等			
作業時間	時 分～ 時 分		作業責任者			
作業場所		作業人員	技術者 名	工 数	技術者 人時	進捗率 %
			労務者 名		労務者 人時	
作業内容						
打ち合わせ事項						
材料等の搬入状況						
翌日の予定						

- 注 1 用紙の寸法は日本産業規格A列4とすること。
- 2 この様式は、適宜変更して差し支えない。その場合、できる限り上記内容を記載すること。
- 3 監督職員は、契約担当官へ報告を行う場合、この日報の写しを持って報告書に代えることができる。

別図（設置概要図）



※排風機更新に伴い、既存ダクトと機器が適合するようダクト工事を行うこと。





1F機械室分電盤



電磁開閉器